

平成26年度 第1回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：平成26年8月6日（水）午後1時30分から

場 所：鴨川市水道局1階会議室

出席者：平松健治、久保忠一、刈込信道、川名義夫、川上正利、山崎美保子

梶 恵子、村尾信行、中村康人

（欠席委員）：満田 清

事務局：市長 長谷川孝夫

水道局長 山口政美、次長 岩瀬英彦、浄水係長 角田敬夫、

業務係長 佐久間泰弘、工務係長 鈴木武志、主査 須田宏明、

主任主事 吉野直人

傍聴者：なし

1 開 会

（事務局）

平成26年度第1回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

配布資料の確認をさせていただきます。

席にお配りさせていただきました、会議次第、委員名簿。そして、事前に配布させていただきました、資料1「平成25年度水道事業決算報告書並びに事業報告書」、資料2「平成25年度水道事業会計 決算概要」、資料3「資金不足比率及び決算資料について」、資料4「損害賠償の額の決定について」、資料5「平成26年度水道事業会計補正予算(第1号)」、資料6「水道事業概要資料」以上でございます。

次に、本日の会議の取扱についてご説明をさせていただきます。

本日の会議の公開及び会議録の作成と公表について、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することとし、また、会議録を作成し、会長が指名した委員の確認を得たのち公開することとしたと、この点につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。

本日の会議を公開することとし、会議録は要点筆記とさせていただきたく、また、正確な会議録を作成するために、本日の会議を録音させていただきた

いと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局)

そのように取り扱うこととさせていただきます。

会議の公開を了承いただきました。

今のところ傍聴者はありません。

出席委員は9名により、鴨川市水道事業運営委員会設置条例第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告。

2 委嘱状の交付

(新たに委員に選任されました方々に委嘱状の交付)

(局長より、委員全員・事務局職員を紹介)

3 市長あいさつ

(市長あいさつ)

あらためまして、こんにちは。

市長の長谷川でございます。

先ほど、挨拶の中にもありましたが、連日、大変厳しい暑さが続いております。

農家の皆さんにとっては、ひと雨ほしいな。こんなようなことかと思えます。

ただ、西日本の方を見ますと、大変大雨ということで、被害も出ているようでございます。被害に遭われた方には、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、今、市役所の方ですが、ご案内のように、耐震、大規模改修ということで工事を行っておりまして、特に1階の部分が非常に厳しい状況に、耐震診断の結果ありましたものですから、中に補強の柱等を入れていくために、1階が仮庁舎の方に移っている状況でございます。市民生活課、税務課ある

いは会計課等々が、仮庁舎ということで、市民の皆様にご不便をお掛けしている状況ではありますが、どうぞご理解を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会にあたりまして、ひとこと、ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてほんとうにありがとうございます。

平素は、水道事業の推進に格別なるご理解、お力添えを賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

また、ただ今は、委員のうち、欠員となっておりました議会議員の方々に委嘱状を交付させていただきました。快くお引き受けいただけましたこと重ねて厚く御礼申し上げる次第でございます。

今後とも、水道事業発展のために温かいご支援とお力添えを、賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日は、新しく議会議員のご委嘱を申し上げましての最初の委員会でございます。会長が選任されておらないことから、議事に先立ちまして、この後、会長のご選任をいただきまして、委員会の構成を図って参りたいと、このように存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、折角の機会でございますので、本市の状況を含めまして、少し私の方からお話をさせていただきたいと思っております。

ご案内のように、世間では、東京オリンピック、パラリンピックということで、大変賑わっているところではございますけれども、私共も、一つのきっかけにして、地域の活性化に結びつけるまさに、千載一遇のチャンスであるところのようにも捉えておるところでございます。

といいますのは、先人の努力、皆様方の努力によって、作り上げられました県南随一のスポーツ施設を有しておること。そしてまた、年間を通して温暖な気候であるということ、まさにスポーツの最適地であると、このように私共認識しておるところでございます。

また、よく言われるように東京に近い、おいしい食べ物、海の幸、山の幸がありますよ。そして、おいしい水もありますよ。そして、更には医療がし

っかりしている。このようなことから、国内外含めまして、選手の練習場、キャンプ場として、トレーニングセンターとして誘致できればいいな。このように思っているところでございます。また、そうした素地を十分に備えているものと私共確信を持っているところでございます。今現在も、大変ハードルは高いところでございますが、各方面にわたりまして、関係機関等々に対しまして、これらの招致が可能となるよう、積極的な働きかけを行っておるところでございます。

スポーツのみならず、観光、経済面についても、大きな効果がある、このように私共、思っているところでございますので、今後の取り組みにつきましては、今後の本市における街づくりの大きな柱の一つになり得るものと。このようにも、思慮いたしておるところでございますので、引き続き、あらゆるチャンネルを活用しながら、招致活動等々を展開してまいりたい。このように存じておる次第でございますので、また、皆さん方のお力添えも頂戴したい。このように思っておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、次の視点と申しましょうか、お話でございますが、旧天津小湊町と旧鴨川市が合併を致しまして、ちょうど10年を迎えるところでございます。

平成28年度を初年度とする次期総合計画が始まるわけでございまして、その策定のための、現在、地区別懇談会を始めさせていただいておるところでもございます。現在、12箇所ということで、一昨日は天津地区、昨日も江見地区において会合をもたさせていただきました。それぞれ参加者の方々から、大変貴重なご意見を頂戴いたしました。私、何よりも大変うれしいなと思っていることは、色々皆さん方からご意見を頂きます。これからの鴨川の街は、こんな街になったらいいね、こんな街にしようよ。こういうような積極的なご発言をいただいていることは、これはすばらしい皆さん方だな、このように思っておるところでございます。中には、区長さん等々がいらっしゃいまして、現在の街、こんなところがいけないね。課題だね。こういうことを申すものの、それに基づいて、これからは、こういうような街にしていってほしい。という積極的な発言を頂いているところには、大変感謝しているところでございます。これから今月いっぱい、あと10回程、残っているわ

けではございますが、市民の皆様の思い、ご要望などを伺いしまして、平成 28 年度からの総合計画、それから都市計画マスタープラン等々に反映させてまいりたい、このように存じておりますので、委員の皆様におかれましても、是非、ご助言をいただければ、幸いに存じておるところでございます。よろしくお願い申し上げたいと存じます。

それでは、話を戻しまして、本委員会のことにつきまして、お話をさせていただきます。

本市水道事業におきましては、良質な水の供給のために、浄水場の機械設備の更新工事など設備を充実させ、さらには耐震機能強化のため配水管等の布設替えも 10 年以上前から計画的に実施してきております。

これからも、災害等への備えとして備蓄資材等の充実をめざすと同時に、市内約 380 km にもおよぶ水道管路を含む水道関連施設の適切な管理を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

さて、本日の議案でございますが、平成 25 年度鴨川市水道事業会計決算並びに給水管の水道メーターとの不適合による損害賠償の額の決定及びこれに伴います、平成 26 年度補正予算についてでございます。

来る、9 月の定例市議会、現在 9 月 1 日開会予定となっておりますが、ここでご審議をいただきたく、これに先立ちまして、運営委員会委員の皆様へ、ご説明させていただき、あらかじめご承認を賜りたいと考えております。

はじめに、決算の内容でございますが、平成 25 年度末の給水戸数でございますが 18,014 戸、給水人口でございますが 34,985 人、年間有収水量でございますが 4,531,168 立方メートルでございます。

そして経常収支の関係でございますが、税抜き数値で、事業収益総額は 1,246,271,892 円となったところでございます。

これに対しまして、事業費総額は 1,170,238,847 円となりまして、この結果、76,033,045 円の純利益を計上できたところでございます。

次に、工事関係でございますが、建設改良事業等では横渚浄水場の前処理設備更新工事のほか、老朽管更新工事などを実施させていただきました。

さらに、有収率向上対策といたしまして、江見地区ほかの区域におきまして、漏水探查を行うことで、年間漏水量が縮減できたところでもございます。

なお、ライフライン耐震機能強化のために国庫補助金に加えまして地域の元氣臨時交付金事業を活用いたしまして、事業費 75,000,000 円を追加補正することができまして、平成 25 年度への繰越事業として、事業実施させていただいたところでもございます。

続きまして、決算関連事項といたしまして、資金不足比率についての報告がでございます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、その公表等が、義務づけられておるところでございます。

本市水道事業における資金不足比率については、資金の不足額がないために、該当がありませんので、その旨報告をさせていただくところでございます。

議事の 3 及び 4 につきましては、本年 3 月に給水管の水道メーターとの不適合による、水道料金の基本料金に過誤徴収が生じた事案が発生いたしました。

そのため、この損害賠償の額を定めるため、議会の議決をいただき、更に、支払いのための補正予算を計上いたしたいものでございます。

本市水道事業の信頼を一日でも早く回復するため、今回の措置となったところでもございます。

今後も、使用水量の伸び悩みなどによりまして、経営環境は大変厳しいものと予想されるところでございますが、一層の安定給水に向けまして、設備の維持管理や老朽施設の更新、非常時等に対応できる供給体制の整備・強化など、一步一步、着実に取り組んでまいりたいと存じておりますので、委員皆様方のご理解とご指導を、今後ともよろしくお願い申し上げる次第でございます。

以上、概要について申し述べさせていただきましたが、詳細につきましては、この後、水道局長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして私からの挨拶に替えさせていただきます。

よろしくどうぞ、この後の審議、お願いいたします。

4 会長選出

(事務局)

水道事業運営委員会設置条例第3条第5項の規定によりまして、副会長がその職務を代理し、会長の選出を進行する。

(川上副会長 議長席へ)

(川上副会長)

本日の会議録の確認をして頂く委員さんとして、山崎委員と梶委員を指名。会長を運営委員会設置条例第3条第3項により、委員の互選により定める。

(推薦により、久保忠一委員を会長に選出)

(久保会長から会長就任のご挨拶の後、議事進行)

5 議事

(久保会長)

議事1「平成25年度鴨川市水道事業会計決算について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事1「平成25年度鴨川市水道事業会計決算について」について、資料の1及び2を使用、資料2の決算概要に基づき、説明。

資料2、決算概要の1ページ目、「1の業務量」でございます。

(1)の年間有収水量は、4,531,168 m³、前年度対比では、0.2%の微増となったところです。

これは、年度前半において、概ね前年度より増の傾向で推移したもので、特に、夏期の観光に携わる事業所等での増加が大きく、後半では、逆に低迷したため、全体としては、微増となったところです。

また、(2)の有収率については、81.5%となり、前年度対比0.2ポイントの減となりました。

これは、平塚地区や江見地区で、比較的漏水量の多い事案があったことな

どによるものでございます。

「2 番目、収益的収支決算」でございます。

まず、事業収益でございますけれども、1,246,271,892 円で、前年度対比 0.8%の減となり、これは、主に加入者負担金の減少によるものでございます。

ちなみに、給水収益は、プラス 0.3%と、ほぼ昨年度並みの状況でございました。

次に、事業費でございますけれども、1,170,238,847 円で 0.7%の減となり、主に、支払利息の減少によるものでございまして、平成 19 年度から平成 24 年度までの 6 年間、取り組んで参りました、繰上償還の効果によるものでございます。

よって、当年度の純利益は、76,033,045 円となったところでございます。

「3 番目、資本的収支決算」でございますが、資本的収入は、60,820,500 円ございました。これは、国庫補助事業、老朽管の更新事業、つまり、ライフライン機能強化等事業が採択されたことによるものでございます。これに加えて、平成 25 年度には、地域の元気臨時交付金事業に、この事業が該当したことから、交付金の収入も得られたことによるものでございます。ちなみに、交付金は、32,793,000 円でございます。

資本的支出でございますけれども、663,883,321 円となり、その内訳は、建設改良費と企業債償還金でございまして、企業債償還金は、312,646,182 円となり、当該支出のおよそ半分弱を占める状況となっております。

「4 番目、企業債残高」でございますが、平成 25 年度末企業債残高は、4,235,840,833 円となっております。合併時より 45%ほど減となっております。

なお、平成 25 年度の償還高は、312,646,182 円となっております。

「5 番目、財政健全化に向けた取り組み」でございますが、(1) 経常経費の抑制ですが、平成 24 年度までの 6 年間、継続して、繰上償還を行ってきたことから、償還元金の減少に伴いまして、支払利息を抑制することができたところでございます。

(2) 改良事業の計画的な実施でございますけれども、次の項目、「6 主要

な建設工事について」に記載のとおり、各種更新工事を計画的に実施したところでございます。

「6 主要な建設工事について」でございますけれども、水質管理強化などのため、「横渚浄水場前処理設備更新工事」を実施、また、安定給水体制を確保するため、送水ポンプの更新に係る「高鶴配水場外ポンプ更新工事」を実施、更に、ライフライン機能強化等のための事業、いわゆる、老朽管の更新対策でございますが、国庫補助事業を受けて、天津、東条、太海の3つの地区において、配水管布設替工事を実施したところです。この国庫補助は、3分の1の国庫補助をいただける、というものでございます。

詳しい内容につきましては、決算書P11を後ほどご覧いただきたいと存じます。

「7 資金不足比率について」でございますが、これは、後ほど、ご説明いたしますので、ここでは、「資金不足には、該当しない。」という結果だけ報告させていただきます。

決算概要の最後のページ、5ページから6ページでございますが、平成24年度を初年度とし、平成28年度までの水道事業の5か年計画となる「中期経営計画（平成24年度から平成28年度までの5か年計画）」の平成25年度の進捗状況をまとめさせていただきました。

本市、水道事業の基本方針は、5ページの中ほどから次のページにかけて、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで示された方針を掲げております。

Ⅰ 安全で良質な水を継続的に供給できる水道、Ⅱ 災害等の非常時に強い水道、次ページになりますが、Ⅲ 安定した経営とサービス向上を維持できる水道ということで目標を掲げてございます。それぞれ、①適切な水質管理や②浄水場における電気や機械設備等の点検整備や主要配水管路の更新事業など、また、③健全経営の維持ということで、国庫補助事業の採択や実施、交付金事業の採択などに努めるなど、取り組んできたところでございます。

これまでの取り組みにより、平成25年度の計画は、ほぼ達成されておりますので、ご報告申し上げます。

最後に、資料の1 決算書本編中の3ページ目の損益計算書、5ページ目の剰余金処分計算書について、ご説明いたします。

最初に決算書の3ページ、損益計算書でございまして、こちらは、税抜き数値となっております。

1の営業収益でございしますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益を合わせまして、1,228,240,373円でございます。

営業費用は、原水費からその他営業費用まで合わせまして1,023,885,121円でございまして、営業利益では204,355,252円となっております。

3の営業外収益でございすけれども、給水申込負担金、受取利息及び配当金、雑収益及び他会計補助金を合わせまして18,031,519円でございます。営業外費用では、支払利息、雑支出を合わせまして146,353,726円の費用でございまして、営業外収支では、マイナス128,322,207円となりました。

結果、営業収支から営業外収支を差し引きました経常利益は、76,033,045円となり、特別損失はございませんので、そのまま、当年度の純利益となるものでございます。

前年度繰越利益剰余金が89,211,117円ございますので、これを合わせた当年度未処分利益剰余金は165,244,162円でございます。

5ページ、剰余金処分計算書でございます。表の一行目、右端の方に未処分利益剰余金の列をご覧ください。

当年度末残高165,244,162円のうち、76,033,045円を「鴨川市水道事業の設置等に関する条例」第4条に従いまして、企業債があることから、まず、減債積立金として処分をさせていただくものでございます。

よって、処分後の残高を翌年度繰越利益剰余金として、89,211,117円といたしたいものでございます。

6ページ以降については、貸借対照表そして、附属の明細となっておりますので、後ほど、ご覧頂きたいと存じます。

以上でございます。

(質疑なし)

(久保会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

議事 2 「平成 25 年度鴨川市水道事業の資金不足比率について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事 2 「鴨川市水道事業の資金不足比率について」について、資料の 3 により説明。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 22 条に基づく資金不足比率について、この法律により、財政指標の公表が必要となりますことから「平成 25 年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」の報告させていただくものでございます。

1 ページ目、中ほどに②として、資金不足比率の算出方法がございます。この算式に当てはめると、A の流動負債 161, 595, 000 円から B の流動資産 812, 798, 000 円を差し引きますと、資金不足額がマイナスの数値、マイナス 651, 203, 000 円と算出されますことから、資金不足にはならないというものでございます。

従って、資金不足比率は、該当なしとなるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑なし)

(久保会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり報告することに、決定いたしました。

議事 3 「損害賠償の額の決定について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事 3 「損害賠償の額の決定について」について、資料の 4 により説明。

本件につきましては、水道事業における給水管の水道メーターとの口径不適合により生じた水道料金の過誤徴収につきまして、損害賠償の額を定めたく、皆さまにご審議いただきたいとするものでございます。なお、今後、正式に議案として整理することになりますので、本件は、その案として、ご提示するものでございますので、ご了解をいただきたいと存じます。

今回の事案の概要でございますけれども、平成 26 年 3 月、太海浜地内にこ

ざいます、「株式会社そとぼう」が所有する宿泊施設、施設の名称は、是空（ぜくう）でございますが、当該施設の改修の際に、水周り工事を実施したおりに、水道メーターと給水管の口径が適合していない状況が発見されました。

連絡を受け、直ちに現地等を確認したところ、水道メーターの口径と給水管の口径が適合していない状況で布設がされていたことが判明いたしまして、「株式会社そとぼう」に状況を説明いたし、了解のもとに速やかに、本来の形へと戻すべく改修工事を行い、平成 26 年 3 月 26 日には、適合した状態に布設替を終了したところでございます。

なお、本件につきましては、株式会社そとぼうより過払い部分の返還が求められていることから、その対応をいたしたいとするものです。

経緯を調べましたところ、昭和 57 年 10 月、太海浜 24 番地の 1 当時は、「有限会社 外房観光ホテル」、でございまして、現在の「株式会社 そとぼう」でございますが、同法人が所有する「旅館」に係る給水装置について、水道メーターを口径 25mm から口径 50mm に変更し、料金を徴収する状態となっております。

その際には、本来、既存の給水管口径 30mm を 50mm に変更するなど、水道メーターの口径と適合させるべきところ、これを行わず、その後、昭和 58 年度に当該施設付近で実施した配水管布設替工事、これは、国道内の水道本管の布設替え工事でございますが、この際にも、配水本管から当該旅館への給水管を口径 25mm で布設替し、この状態が、平成 26 年 3 月 26 日まで続いておりました。

その結果、昭和 57 年 10 月から平成 26 年 3 月までの間、31 年 6 ヶ月。約 32 年間という長期にわたり、水道料金を過誤徴収することとなり、同法人に損害を与えた、というものでございます。

原因は、昭和 57 年 9 月、あるいは、10 月頃に変更設置した、水道メーター口径 50mm に見合う、給水管の布設替えをしなかったこと。ただし、当時の国道内の水道本管が 100mm のために給水管全体を考えた時に、50mm の給水管は無理であったと考えられます。

また、翌年の昭和 58 年度に水道本管の布設替えの際の給水管布設替工事の折に、給水管口径 25mm の設計がなされ、そのまま施工されたという状

況があり、工事施工に伴う通常の注意力があれば、水道メーターφ50mmの発見は、そう難しいことではない状況であったと考えられ、本市の過失を認め、その損害につきまして、可能な限りのご返済をしたいとするものでございます。

これまで、「株式会社そとぼう」と交渉をしてまいりましたが、このたび、基本的な合意がいただけましたことから、損害賠償の額の決定につきまして、ご了解をいただきたいとするところでございます。

返済に当たっては、その対象となる期間が、昭和57年10月から平成26年3月まで、約32年の長きにわたっておりますことから、また、水道料金が民法の適用を受ける債権でありますことから、当時の給水管の水道メーターとの適合を欠くような状況としてしまったことの過失を認め、民法に基づき可能な限り最大限の賠償をしたいとするものです。これにつきましては、民法第724条不法行為による損害賠償請求権の期限の制限に基づき、時効により消滅する部分、これは、20年を経過する部分でございますが、これを適用させていただきまして、平成6年3月から平成26年3月までの期間で、また、今回が、口径不適合ということから、水道メーターの基本料金φ50mmとφ25mmの差額を返還するとともに、その金額に対応する、遅延損害金、これは、民法第404条により法定利率5%を適用させていただきまして、返還予定日として、9月末日を予定し、計算した額を加えた額で算定するものでございます。

賠償の相手方は、鴨川市太海浜24番地の1 株式会社そとぼう 代表取締役 吉村敦広 様でございます。

賠償の期間は、平成6年3月から平成26年3月まででございます。

損害額は、6,311,846円でございます。その内訳は、水道料金の内の基本料金で過誤徴収金額の相当額として、3,991,804円、そして、これに係る遅延損害金額が、2,320,042円となるものでございます。

ちなみに、水道料金は、使用水量8立方メートルまでの基本料金とそれを超える水量については、超過料金として計算されます。そして、超過料金の区分は、口径区分によらない一律の料金であることから、返還の対象を基本料金の差額のみとして算定しております。

そして、過失割合は、市 100%ということをお認めするというものです。

また、本件に関しては、約 32 年という長期にわたり、株式会社そとぼう代表取締役 吉村敦広 様には、大変なご迷惑をおかけいたしましたことを、ここに深くお詫びするとともに、今後は、これを教訓に、水道事業の信頼の回復に、水道局職員一同、真摯に取り組んでまいりますことをお約束いたします。

以上で、本件の説明を終わらせていただきます。

(質疑なし)

(久保会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

次に議事 4 「平成 26 年度鴨川市水道事業会計補正予算第 1 号について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事 4 「鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、資料の 5 により説明。

今回の補正でございますけれども、2 点ございます。

まず、1 点目でございますが、給水管の水道メーターとの不適合事案につきまして、損害賠償金の支払いのため、特別損失を計上するものでございます。

2 点目につきましては、前年度から継続しての事業でございます、「ライフライン機能強化等事業」、つまり、老朽管の更新事業でございますが、当該事業が、国の平成 25 年度補正予算で創設されました、「がんばる地域交付金」という交付対象事業がございます。これの対象事業として、私共が今、国庫事業として取り組んでおります、ライフライン機能強化等事業が対象になったということでございまして、これについての交付金が頂けるということになりましたのでその受入れのための補正をするものでございます。

まず 1 点目、特別損失の計上でございますけれども、補正予算書をご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、損害賠償の支払いに係る費用を計上するものでございまして、第1款事業費を6,311,000円補正いたしまして、合計額を1,500,579,000円といたしたいものでございます。

内訳でございますが、第3項特別損失としての補正でございます。

2点目でございますが、交付金の受け入れでございます。第3条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、先ほど申し上げました、ライフライン機能強化等事業に対して、「がんばる地域交付金」を受け入れるもので、第1款資本的収入を8,742,000円補正し、合計額を40,808,000円といたしたいものでございます。

内訳といたしまして、第5項補助金として、受け入れをするものでございます。

8,742,000円という金額でございますけれども、この事業でございますが、今年度、総額で74,000,000円の事業で予定をしております。この内、国庫補助の対象となる基準額でございますけれども、58,800,000円という部分が補助の対象になるということでございまして、これについて、3分の1の補助、19,600,000円が補助金で頂けるとこのようになっております。そして残る金額58,800,000円から19,600,000円を引きました、39,200,000円というのが残る部分でございますが、これが私共が負担する金額ということでございます。これを国の方では地方負担額と表現しておりまして、その負担額に対しまして、今回は22.3%の割合でそれぞれの団体の財政力に応じた配分になるんですけれども、国からは22.3%という割合で今回交付金が頂けるということになりまして、その金額が8,742,000円という状況でございます。

第4条でございますが、当初、一般会計からの補助金受入額が、1,498,000円でございます。これに今回の補正予定額を加えて、10,240,000円と改めたいとするものでございます。

「予算に関する説明書」3ページ、当年度、水道事業会計補正予算に係る「予定キャッシュフロー計算書」でございます。

業務活動及び投資活動に、今回の補正予定額を加えまして、そして、財務活動によるものを含めまして、資金の減少額は、185,553,000円、資金の期首残高が、716,969,000円と込まれることから、資金の期末残高は、差し引

きで、531,416,000 円と予定されるものでございます。

以上で、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

(質疑なし)

(久保会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

議件が終了し、議長の職を解かれ、自席へ戻る。

(久保会長 自席へ)

6 その他

(事務局)

それでは、次第の6「その他」といたしまして、何かございましょうか？

(川名委員)

資料の出し方について、今回の資料については、資料1から資料6まで通し番号で作成されているが、1号議案「平成25年度鴨川市水道事業決算について」とその説明資料として資料1という方式ではないのか、検討してもらいたい。

資料2の5ページ、「基本方針Ⅱ災害等の非常時に強い水道」に様々なことが記載されているが、災害の対応は行政だけでなく民間との連携も必要なことと考えているが、如何か。

(事務局)

地域の連携、民間との連携について、記述が不足しておりまして、申し訳ございませんが、管工事業協同組合に加入している業者、していない業者共に、漏水、緊急対応あるいはその他の対応につきましても、応援体制をいただいております。

災害時につきましても、市管工事業協同組合はもちろんのこと、県レベルにおける協定による応援体制や同じ水道事業体の県内、関東、全国レベルそれぞれの応援体制も整っています。

(川名委員)

資料２は、説明資料ですから、鴨川市の災害時の対応策として、ライフラインにもし何かの時に支障があったら、こういう対応も考えてますよ位は、記載した方がいいと思う。

(事務局)

市内の関係機関とも連携を取りながら、進めて行きたいと考えます。

(梶委員)

承認されているので異議は無いんですが、資料１の P17、原水費の手数料 13,000 円なんですが、過去の資料を見たところこの項目は無かったので、内容が判りましたら、教えていただきたいと思います。

(事務局)

保台ダムの管理に使用していたコピー機の回収手数料です。

(事務局)

資料６ということで、鴨川市の水道事業の概要を配布させていただきました、巻末には、南房総広域水道企業団の概要も掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

(川名委員)

現状の鴨川の公称能力から、どれ位の人口に対応できるのか。

(事務局)

今の状況ですと、計画給水人口は、41,050 人と計画をしておりますので、そこまでは、対応が可能ということになります。

ただ現在、江見浄水場と坂本浄水場が休止中ですので、その２箇所を稼働させるには相当の費用に係ることとなります。

7 閉 会

(事務局)

ただいま、いただきました貴重な意見を次回以降に生かさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、「第１回水道事業運営委員会」を終了させていただきます。

平成26年10月1日

会議録署名人 山崎 美保子

会議録署名人 梶 恵子